

厚生労働省山口労働局発表
令和5年8月7日(月)

担	厚生労働省山口労働局労働基準部 労働基準部長 上条 訓之 賃金室長補佐 大塚 智
当	電 話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県最低賃金の40円引上げ、時間額928円に

～ 山口県では6年ぶりに全会一致で結審 ～

山口地方最低賃金審議会(会長 こばやし ともりのり 小林 友則)は、本日8月7日、山口労働局長(なだ ゆたか 名田 裕)に対し、山口県最低賃金を40円引き上げ、時間額928円に改正するのが適当であるとの答申を行いました(別添1)。

この時間額928円は、現行の山口県最低賃金(888円)を40円引き上げるもので、本年7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安額(40円)を参酌しつつ、県下の経済・雇用情勢や引上げに伴う影響の度合い等を慎重に審議し、答申がまとめられたものです。

なお、山口労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続等を経て、山口県最低賃金を改正決定することになります。改正額の効力発生日は、現時点では令和5年10月1日となる予定です。

最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、山口労働局は、業務改善助成金を活用していただくため、8月及び9月を重点的に周知していくこととしています。

○ 業務改善助成金(別添2)

(問合せ先)山口労働局雇用環境・均等室(電話 083 - 995 - 0390)

助成金の申請を検討される事業主の方で、現行の最低賃金(888円)近辺の事業場内最低賃金を引き上げる場合は、改正最低賃金の効力発生日の前日までに申請いただくとともに、申請日以降かつ効力発生日の前日までに事業場内最低賃金の引き上げを実施する必要があります。

(参考)山口県最低賃金額の推移(過去5年分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	829円	829円	857円	888円	928円
対前年度上昇率	3.4%	0%	3.4%	3.6%	4.5%
対前年度上昇額	27円	0円	28円	31円	40円

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。